

環境省

優良性評価の見直し検討

排出者の利便性など考慮

OECD勧告に対応へ

環境省は今年度から2010年度までの間に、現行の産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度について、同制度の運用開始から4年が経過することから、制度の見直しなどのための調査・検討や普及啓発と研修の実施、ネットワークシステムの構築に着手する。制度の見直しのための調査・検討については、経済協力開発機構（OECD）による「廃棄物の適正処理に関するOECD理事会勧告」にも対応する。

OECD理事会勧告
問で必ずしも定義が統
が出された背景には、
廃棄物の適正処理に
理の厳しい国から緩や

OECD 理事会勧告の基本的評価要素

基本的評価要素	
1	環境マネジメントシステム Environment Management System(=EMS) を実践していること
2	労働安全と環境安全に十分な対策を講じていること
3	主要運転変数、安全基準、排水・排出、廃棄物の移出入・保管について適切な監視、記録、報告制度があること
4	要員の訓練に関して適切な体制がとられていること
5	事故、火災、流出等の非常事態に対する適切な対応計画が整備されていること
6	施設閉鎖と閉鎖後の始末(ケア)に関して適切な計画が存在すること

かな国へ廃棄物が移動
するという状況がみ
れたことがある。
これを受けて、99
以来、適正処理に関
するガイドラインづ
りが進められ、04年6
9日付けでOECD理
事会勧告第C(200
4)100号として採
択され、07年にC(2
007)97号として修
正された。

この加盟国政府向け
の勧告内容としては、
許可制など法制度を整
備すること、『基本的
評価要素』が満足され
よう監視・取締体制を
整備すること、『基本
的評価』を満足する処
理施設についてインセ
ンティブや義務の減免
を検討すること、など
10項目があげられてい
る。ポイントとなる「基
本的評価要素(表参照)
は、『環境マネジメン
トシステムを実践して
いること』『労働安全と
環境安全に十分な対策
を講じていること』『主

要運転変数、安全基準、
排水・排出、廃棄物の
移出入・保管について
適切な監視、記録、報
告制度があること』『要
員の訓練に関して適切
な体制がとられている

こと』『事故、火災、流
出等の非常事態に対
する適切な対応計画が
整備されていること』『施
設閉鎖と閉鎖後の始末
(ケア)に関して適切
な計画が存在すること』
の6項目が定められて
いる。日本の現行の優
良性の判断に係る評価
制度とはその概要はほ
んど重なっている
が、労働安全などの事
項は日本の優良性評価
制度にはなく、今後の
見直しではこの中で取

り込めるものを検討す
る。
日本での産業廃棄物
処理業者の優良性の判
断に係る評価制度の見
直し検討作業は、環境
省からの事業委託を受
けた財団法人が設置した
「産業廃棄物処理業優
良化推進委員会」(北村
義宣委員長)が10月末
に会合を開いている。
会合では、処理業者
側からはこの制度に参
画するメリットが少な

いこと、排出事業者側
からは制度自体があま
り知られていないこと
や長い取引関係にある
処理業者との取引を絶
つてまで優良性評価を
受けた処理業者に切り
替えることは難しいこ
となどの考えがあると
いう。
今後、広く活用され
る制度にするための議
論を進めつつ、OECD
理事会勧告なども絡
めて検討作業を進めて
いくこととしている。

平成20年12月1日
週刊循環経済新聞